

PCB廃棄物の早期処理に向けて

～ PCB廃棄物とその処理、手続について～

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
(J E S C O)

目次(本日の説明内容)

ポリ塩化ビフェニル (PCB) について

4

PCB廃棄物処理の経緯と現状

6~10

PCB特別措置法に基づく規制について

12~25

※4~25ページ「PCB廃棄物の適正な処理促進に関する説明会資料(環境省説明)」より抜粋

JESCOへの登録手続きについて

27~37

中小企業者等軽減制度について

39~52

処理委託契約締結・処理料金のお支払いについて

54

お問い合わせ先

57~60

ポリ塩化ビフェニル（PCB）について

PCB廃棄物処理の経緯と現状

PCB特別措置法に基づく規制について

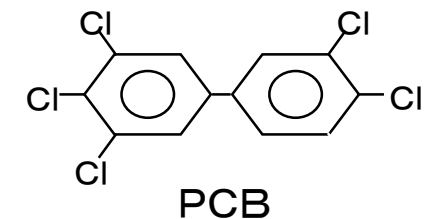
JESCOへの登録手続きについて

中小企業者等軽減制度について

処理委託契約締結・処理料金のお支払いについて

お問い合わせ先

- PCB (*Polychlorinated biphenyl*: ポリ塩化ビフェニル) は、水に溶けない、化学的に安定、絶縁性が良い、沸点が高いなどの性質をもつ、工業的に合成された化合物。
- また、PCBは人の健康・環境への有害性が確認され、分解されにくく、広範に環境中に残留していることが知られている。
- PCBは、絶縁性等の性質により、主として次の用途に使用。
 - トランス用絶縁油、コンデンサ用絶縁油
 - 高圧トランス (変圧器: 発電所、工場・ビルの受電設備、鉄道車両等で使用)
 - 高圧コンデンサ (送配電線等で使用)
 - 低圧トランス・低圧コンデンサ (家電製品の部品等)
 - 柱上トランス (配電用)
 - 熱媒体 (熱媒油)、潤滑油
 - 化学製品などの製造工場の熱媒体、機械の高温用の潤滑油
 - 感圧複写紙
 - PCBが塗布



ポリ塩化ビフェニル（PCB）について

PCB廃棄物処理の経緯と現状

PCB特別措置法に基づく規制について

JESCOへの登録手続きについて

中小企業者等軽減制度について

処理委託契約締結・処理料金のお支払いについて

お問い合わせ先

PCB廃棄物の種類

高濃度PCB

①高圧変圧器・コンデンサー等



高圧トランス



高圧コンデンサ

高圧変圧器、高圧コンデンサー、リアクトル、放電コイル、サージアブソーバー、変成器、開閉器、遮断器、整流器等

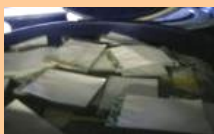
②安定器等



蛍光灯安定器

蛍光灯安定器、水銀灯安定器、小型電気機器等

③可燃性のPCB汚染物(100,000mg/kg超)



感圧複写紙

感圧複写紙、ウエス、汚泥、防護具類、塗膜くず等



ウエス



インナー手袋



汚泥

④不燃性のPCB汚染物(5,000mg/kg超)

中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)の5事業所
※②、③は北海道・北九州のPCB処理事業所で処理

低濃度PCB

①微量のPCBに汚染された廃電気機器等



変圧器・コンデンサー等



柱上変圧器



OFケーブル

②可燃性のPCB汚染物等(100,000mg/kg以下)

③不燃性のPCB汚染物等(5,000mg/kg以下)



金属くず、コンクリくず、廃油等

都道府県及び政令市の長による許可施設
環境大臣による無害化処理認定施設
※処理施設ごとに、処理可能な品目が異なる。

PCB問題の歴史的経緯

1. 問題の発生～製造の中止

- 昭和29年 PCBの国内製造開始
- 昭和43年 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生
- 昭和47年 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示（国内使用量 累計約5.4万トン）

約30年間、民間主導で処理施設の立地が試みられるが、全て失敗（39戦39敗）

この間に、高圧変圧器・コンデンサー等約1.1万台が紛失（平成10年 厚生省調査）

→処理の停滞・保管の長期化

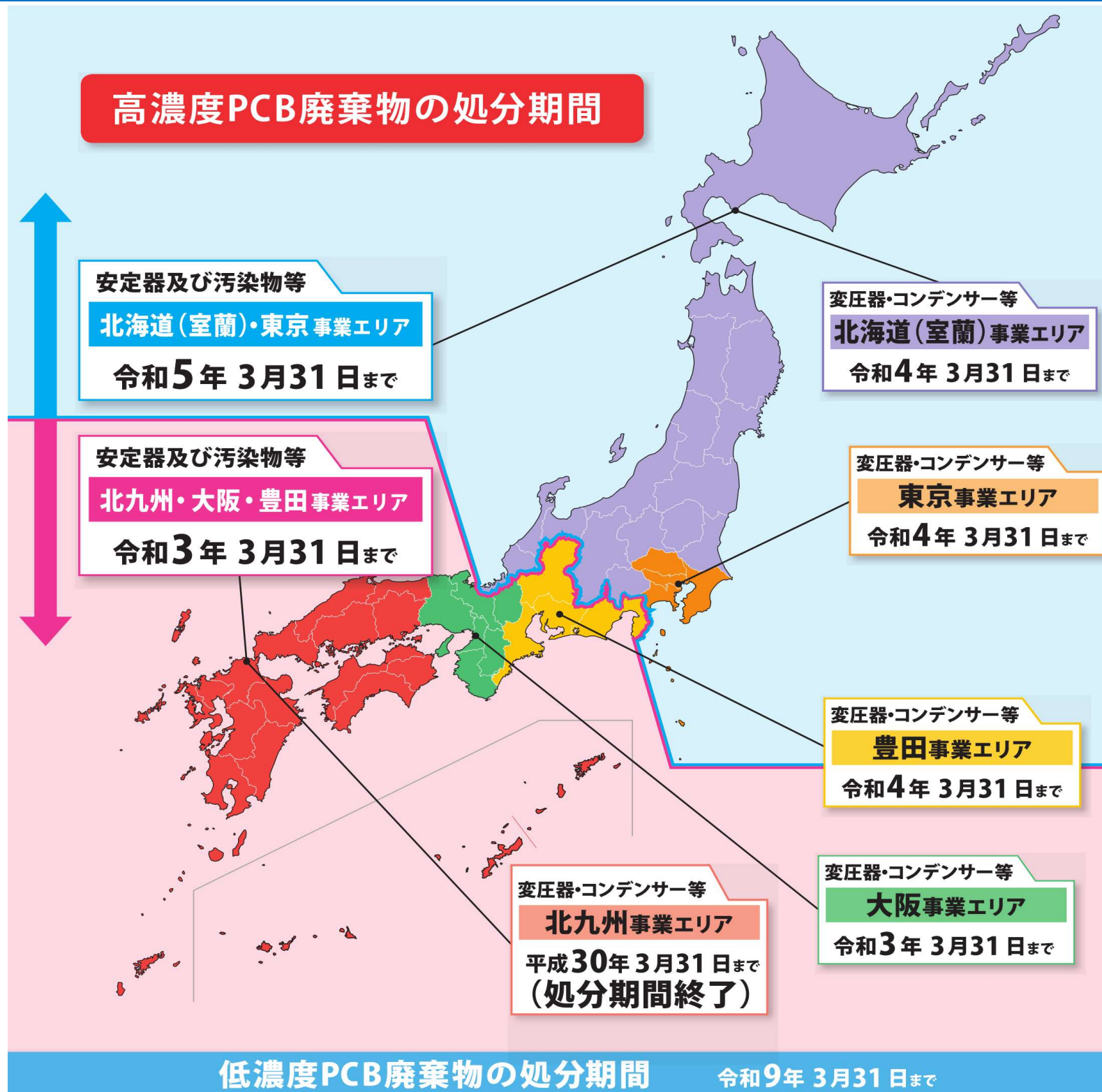
→漏洩等による環境リスクの増加



2. PCB特別措置法の成立～PCB廃棄物処理事業の実施

- 平成13年 PCB特別措置法成立。国が主導し、全国5か所にJESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）の処理施設（世界でも類を見ない大規模な化学処理方式）を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置
- 平成16年 北九州PCB廃棄物処理施設で高圧変圧器・コンデンサー等の処理を開始（平成17年 豊田、東京、平成18年 大阪、平成20年 北海道の処理施設で順次処理を開始）
- 平成26年 各施設の処理期限（当初は平成28年7月）を延長。再延長は無いこと等を施設の立地自治体に約束
- 平成28年 PCB特別措置法改正。処分期間内（計画的処理完了期限の1年前まで）の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置
- 平成31年3月 北九州PCB廃棄物処理事業（変圧器・コンデンサー等）の計画的処理を完了

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処分期間



低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《焼却方式》

認定: 23施設
 許可: 3施設
 (筐体処理可能な施設は15施設)

(令和2年9月末現在)

エコシステム山陽(株)
 ※岡山県知事許可施設
 油・**筐体**・汚染物

水島エコワークス(株)
 ※倉敷市長許可施設
 油

光和精鉱(株)
 油・**筐体**・汚染物

三池製錬(株)
 汚染物

オオノ開発(株)
 油・**筐体**・汚染物

(株)富士クリーン
 油・**筐体**・汚染物

三光(株)
 油・**筐体**・汚染物

ユナイテッド計画(株)
 油・**筐体**・汚染物

(株)富山環境整備
 油・**筐体**・汚染物

環境開発(株)
 油・汚染物・ドラム缶

DINS関西(株)
 油・汚染物

◎神戸環境クリエート(株)
 油・汚染物

(株)ジオレ・ジャパン
 油

エコシステム小坂(株)
 汚染物

◎エコシステム秋田(株)
 油・**筐体**・汚染物

JX金属苫小牧ケミカル(株)
 油・**筐体**・汚染物

東京鐵鋼(株)
 油・**筐体**・汚染物

◎(株)クレハ環境
 油・**筐体**・汚染物

赤城鉱油(株)
 油・**筐体**・汚染物

群桐エコロ(株)
 油・**筐体**・汚染物

J&T環境(株)(旧東京臨海リサイクルパワー(株))
 油

杉田建材(株)
 油・**筐体**・汚染物

エコシステム千葉(株)
 油・汚染物

J&T環境(株)(旧JFE環境(株))
 油・汚染物

油: 低濃度PCB廃油
 筐体: 微量PCB汚染廃電気機器等の容器及び内部部材等
 汚染物: 低濃度PCB汚染物及び処理物
 ◎: 10%以下の可燃性汚染物について処理可能な認定事業者

低濃度P C B廃棄物の無害化処理施設《洗浄方式》

1	●	(株)かんでんエンジニアリング	洗浄 (移動式)
2	★	北電テクノサービス(株)	洗浄 (移動式)
3	●	(株)神鋼環境ソリューション	洗浄 (移動式)
4	▼	ゼロ・ジャパン(株)	分解・洗浄 (移動式)
5	★	中国電機製造(株)	洗浄 (移動式)
6	●	日本シーガテック(株)	分解・洗浄 (移動式)
7	▼	東芝環境ソリューション(株)	分解・洗浄 (移動式)
8	★	(株)電力テクノシステムズ	洗浄 (移動式)
9	●	九電産業(株)	洗浄 (移動式)
10	○	北海道電力(株)	洗浄 (固定式)
参考	▼	中部環境ソリューション(同)	洗浄 (移動式) ※3
	×		洗浄 (固定式) ※2

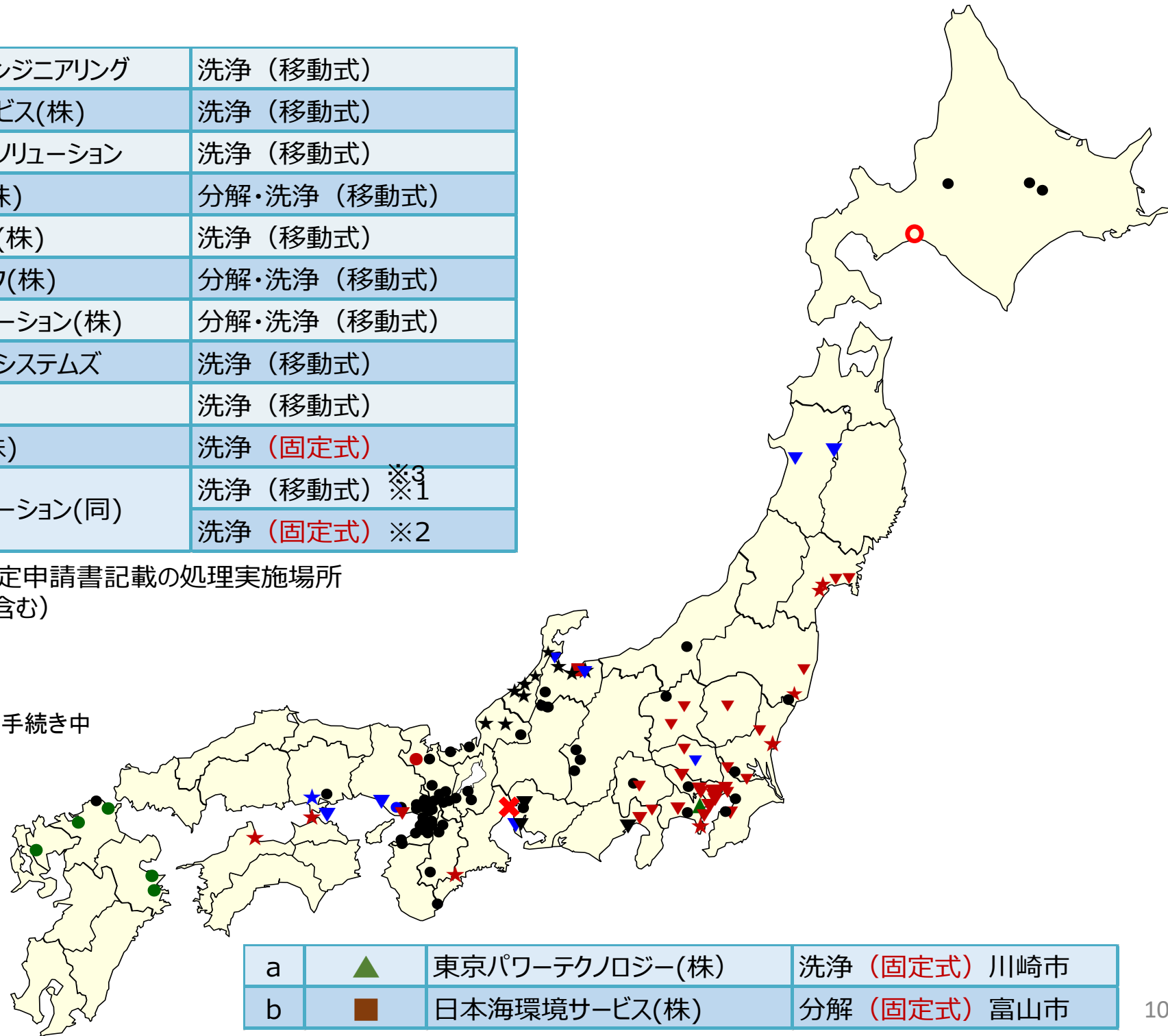
注) 移動式は無害化処理認定申請書記載の処理実施場所
(処理が完了した場所を含む)

※1 平成30年6月廃止

※2 平成31年4月廃止

※3 いったん廃止し、分社化手続き中

(令和2年9月末現在)



a	▲	東京パワーテクノロジー(株)	洗浄 (固定式) 川崎市
b	■	日本海環境サービス(株)	分解 (固定式) 富山市

ポリ塩化ビフェニル（PCB）について

PCB廃棄物処理の経緯と現状

PCB特別措置法に基づく規制について

JESCOへの登録手続きについて

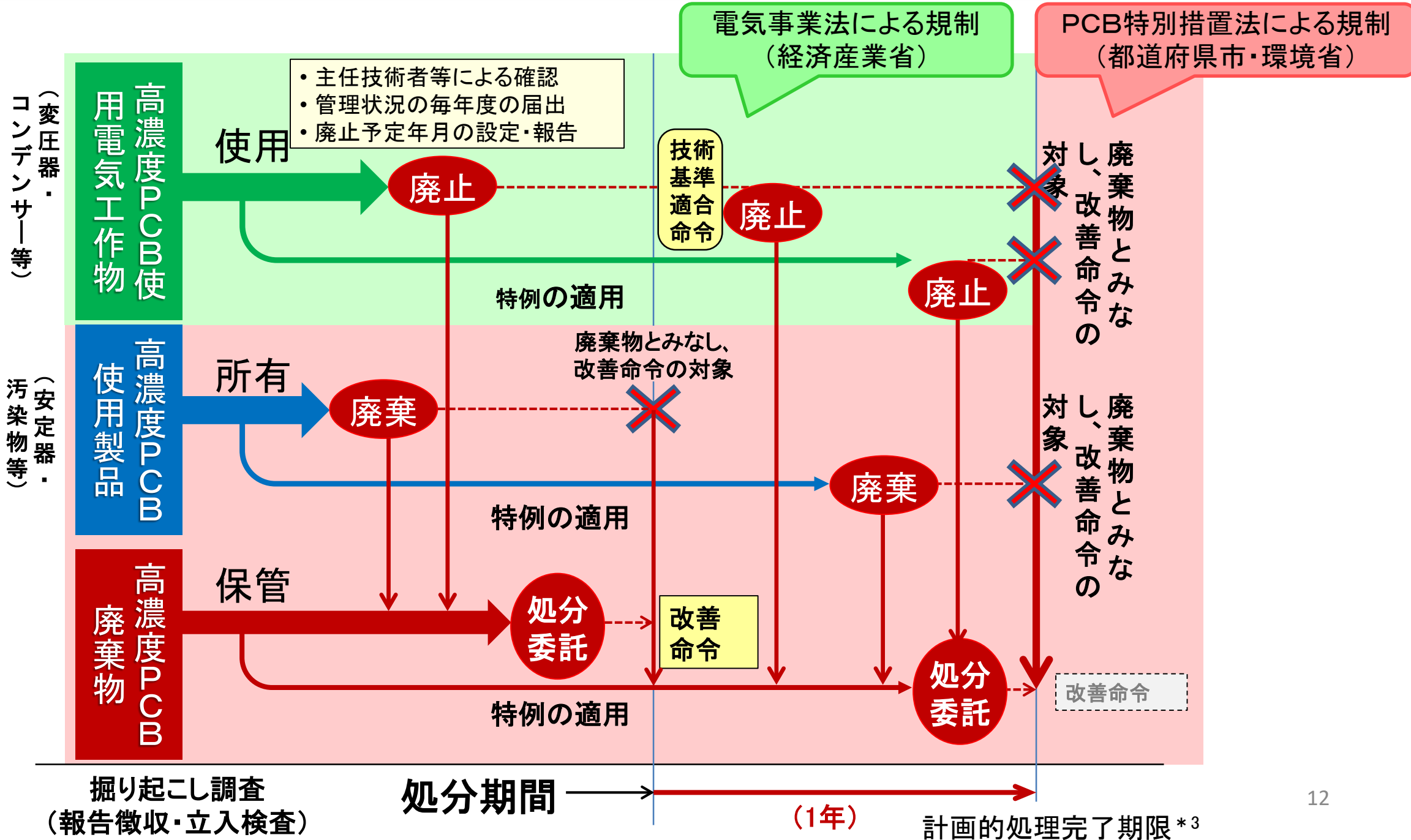
中小企業者等軽減制度について

処理委託契約締結・処理料金のお支払いについて

お問い合わせ先

PCB廃棄物の適正な処理の推進に係る法制度の流れ

◆PCB廃棄物の適正な処理の推進に当たっては、PCB特別措置法と電気事業法の2つの法律で措置している。



PCB特別措置法とは

(目的等)

第一条 この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

→単に適正な処理を目指すのみならず、「**長期にわたり処分されていない状況にあること**」に鑑み、**追加的な規制の実施と必要な体制の整備により、「確実に」処理することを目的とする。**

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理については、この法律に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の定めるところによる。

→**廃棄物処理法と相まって規制することとしている。**

PCB廃棄物の定義

- 第二条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次項において同じ。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
- 2 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
- 一 ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの
 - 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
 - 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
- 3 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
- 4 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。
- 一 ポリ塩化ビフェニル原液
 - 二 ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの
 - 三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

→PCB廃棄物は、廃棄物処理法の廃棄物の一つであり、基本的に特別管理産業廃棄物となる。また、PCB使用製品は、廃棄物となった時にPCB廃棄物となるもの。

排出事業者と保管事業者

第二条

- 5 この法律において「保管事業者」とは、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。
- 6 この法律において「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。

- 廃棄物処理法上で処理の責任を負うのは「排出事業者」（その事業活動に伴って廃棄物を生じた事業者）であるのに対し、PCB廃棄物に関しては、長期にわたり保管している状況が継続していたことから、「保管事業者」に処理責任があることとしている。（「排出事業者」は「保管事業者」にほぼ包含されているもの。）**
- PCB廃棄物の譲受け及び譲渡しはともに禁止されており、保管事業者は、都道府県が特別に認めた場合以外は変更されない。**
- PCB特別措置法では、この「保管事業者」（又は「所有事業者」）が規制の対象者となる。**
- 所有事業者はより単純であり、現在使用製品を所有している者となる。**

保管事業者の責任

(事業者の責務)

- 第三条 保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならない。
- 2 所有事業者は、确实に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。
 - 3 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

→保管事業者の義務は、「**确实かつ適正な処理**」

この場合の「**确实**」とは、**処分期間内の処分（又は処分の委託）**のことであり、「**適正**」とは**廃棄物処理法に基づく各種規制に則って処理すること**。

→所有事業者の義務の「**确实**」も同趣旨。

→こうした一般的な責務の規定を元として、自治体への届出、処分期間内の処分委託や廃棄の義務付け等が行われている。

PCB特別措置法の概要

＜平成13年7月施行（平成28年5月最終改正）＞

◆ 期間内の処分（第10条）

→ 施行令において定める期間内の処分を規定

◆ 保管の届出（第8条）

→ 保管事業者は、毎年、都道府県・政令市に保管・処分の状況を届出

◆ 譲り渡し・譲り受けの制限（第17条）

→ PCB廃棄物は、原則、譲り渡し、譲り受けてはならない

国の責務・役割

- 情報収集等、技術開発、処理体制の整備（5条）
- 処理基本計画の策定（6条）
- 処理施設の整備を推進（21条）

事業者の責務・役割

- 自らの責任による処理（3条）
- 保管・処分状況の届出（8条）
- 期間内の処分（10条）
- 承継（16条）

都道府県・政令市の責務・役割

- PCB廃棄物の状況把握（5条）
- 処理計画の策定（7条）
- 保管・処分状況の公表（9条）
- 保管事業者への指導・助言（11条）

期限内の処理完了に向けて必要なステップ

- PCB廃棄物処理基本計画の期限の達成のためには、期限内に、以下のフロー図の各項目を全て満たすことが必要。
- 高濃度PCB廃棄物の現在の処理の進捗状況を踏まえれば、相当アクセルを踏まなければ処理期限内に処理を終えることは困難な状況。
→政府一丸となって取り組むため、PCB廃棄物処理基本計画を閣議決定（第6条）

① 高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了し、全て把握されること

→ 報告徴収・立入検査権限の強化
(第24条・第25条)

② 使用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了すること

→ 使用中の高濃度PCB使用製品の廃棄の義務付け（第18条）

③ 届出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること

→ 計画的処理完了期限前の高濃度PCB廃棄物の処分の義務付け（第10条）
義務違反者に対する改善命令（第12条）
高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行（第13条）

高濃度PCB廃棄物の保管等の届出(法第8条)

保管等の届出

- 毎年6月末までに、保管事業者、処分業者は、前年度の保管及び処分の状況を届け出なければならない。

様式第1号に沿って自治体に処理実績を報告
高濃度PCB使用製品の廃棄の見込みについても届出。

掘り起こし調査等により新たに保管又は所有が判明した場合は速やかに届出。

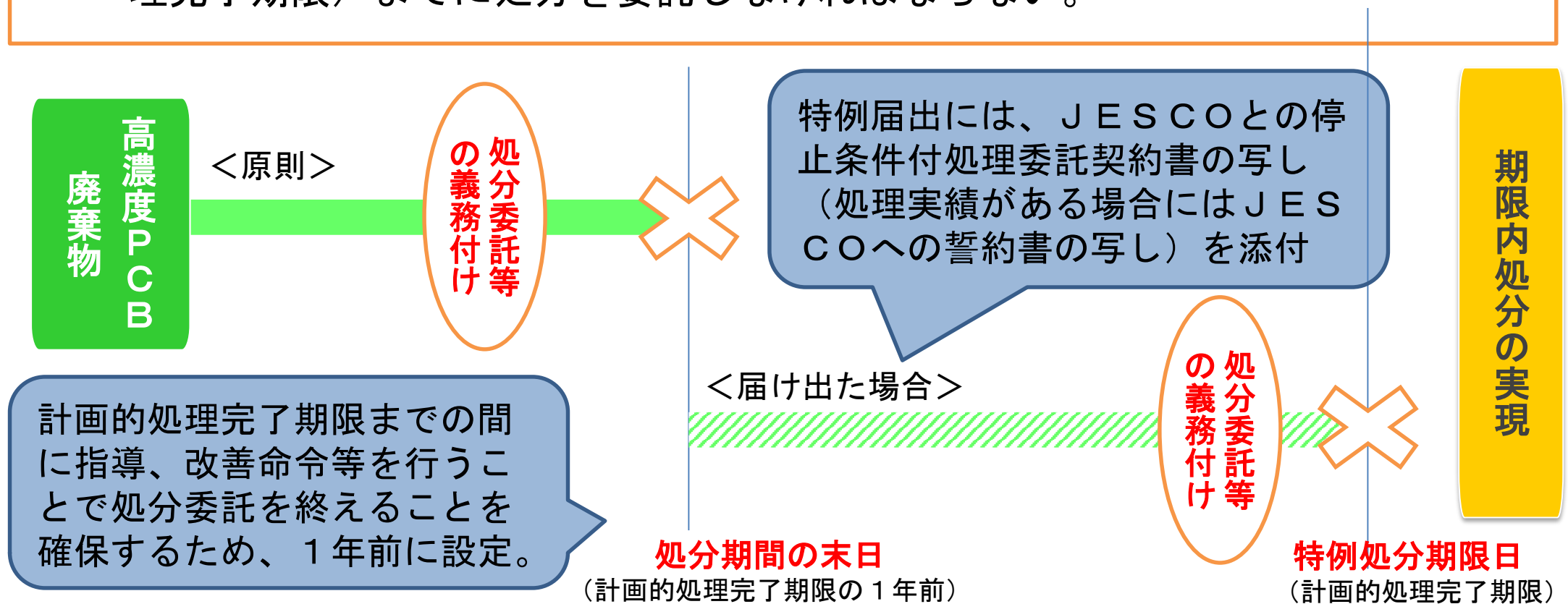
保管場所の変更の制限

- 保管事業者は、届出にかかる保管の場所を変更してはならない。

例外：廃棄物ごとに定められたJESCOの事業エリア内での変更等
⇒ただし、変更後10日以内に、変更前と変更後の自治体に届出が必要

高濃度PCB廃棄物の期限内の処分(法第10条)

- 保管事業者は、高濃度PCB廃棄物について、処分期間内（＝計画的処理完了期限の1年前まで）に、自ら処分する又は処分を委託しなければならない。
- 全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終えた者は、都道府県知事に届け出なければならない。
- 特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までの処分委託が確実であり、都道府県知事に届け出た保管事業者については、特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までに処分を委託しなければならない。



指導・助言、改善命令、行政代執行(法第11条～第13条)

指導・助言

- 都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理のための指導・助言をすることができる。

改善命令

- 保管事業者が処分期間内（届出をした場合は特例処分期限日まで）に高濃度PCB廃棄物の処分を委託しない場合、環境大臣又は都道府県知事は処分その他必要な措置を命ずることができる。

改善命令に違反した場合

⇒ 3年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金又は併科

行政代執行

- 改善命令を受けた保管事業者が処分しない場合、保管事業者が不明の場合、改善命令を出す暇がない場合には、環境大臣又は都道府県知事は、自ら処分その他必要な措置を行うことができる。この場合、費用は保管事業者から徴収できる。

※行政代執行により、都道府県知事等から求償された費用を保管事業者が支払う場合は中小企業者等に対する費用負担軽減（後述）を受けることはできない。

自治体が代執行する場合、JESCOは自治体から受託する形となる。

国は、自治体が行政代執行を行う場合に必要な支援を行うとともに、関係事業者に対し、PCB廃棄物処理基金への出えんについて協力を求める。

低濃度PCB廃棄物(法第14条、第15条)

処分期限

- 高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物（低濃度PCB廃棄物）については、令和9年3月末までに自ら処分し、又は処分を委託しなければならない。

高濃度PCB廃棄物の規定の準用

- 保管等の届出の規定、保管等の状況の公表の規定、処分終了の届出の規定、指導及び助言の規定、改善命令の規定は、低濃度PCB廃棄物について準用。

低濃度PCB廃棄物についての改善命令が発出されるのは、令和9年3月末までに処分委託されなかったとき。

譲渡し及び譲受けの制限(法第17条)

譲り渡し及び譲受けの制限

- P C B 廃棄物の譲渡し及び譲受けは原則禁止されている。

例えば、P C B 廃棄物の保管場所の土地・建物の売買が行われた場合でも、P C B 廃棄物の保管事業者が自動的に買い主に移行することはない。

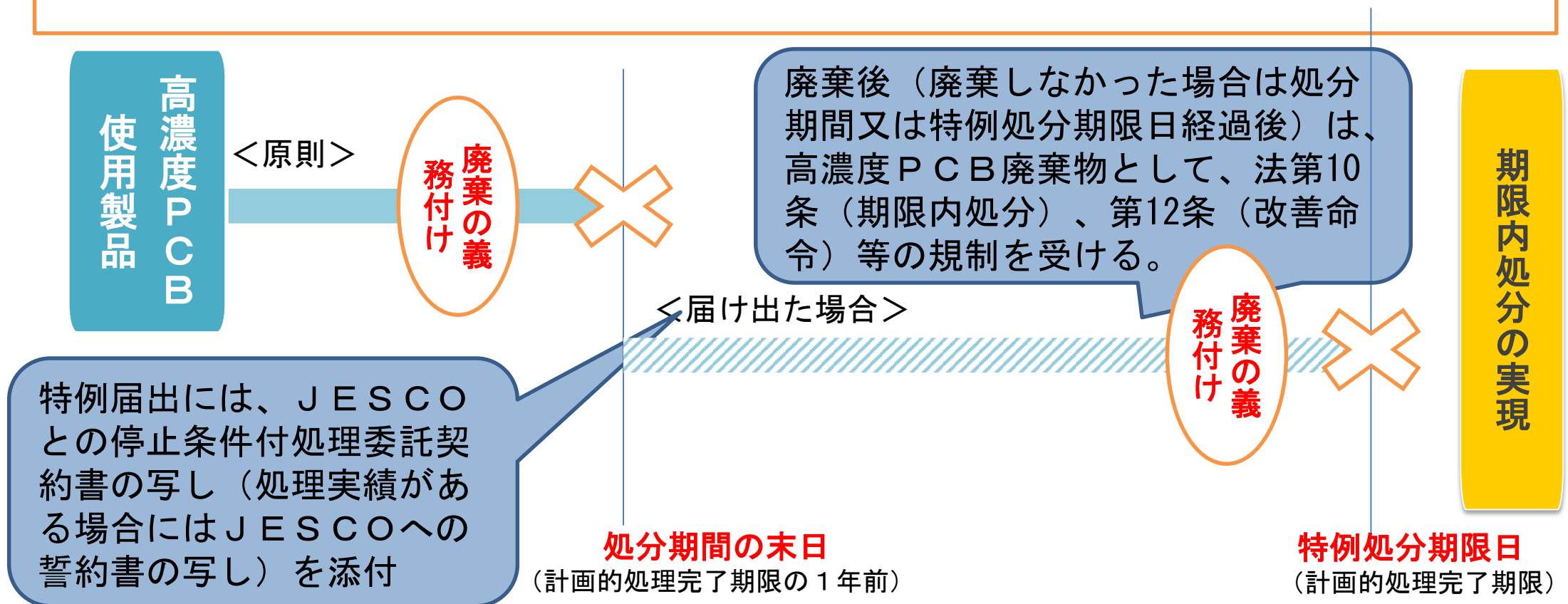
※例外として譲渡し及び譲受けが認められる場合

- 地方公共団体に対して譲り渡す場合及び地方公共団体が譲り受ける場合
- 保管事業者、特別管理産業廃棄物処理業者がP C B 廃棄物の処理を委託する場合
- 特別管理産業廃棄物処理業者又は無害化処理認定業者がP C B 廃棄物の収集運搬又は処分を受託する場合
- P C B 廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合
- 保管事業者が确实かつ適正にP C B 廃棄物を保管することができなくなったと都道府県知事が認めた場合

処理業者に対して処理委託をする場合以外は、いずれにせよ所管する都道府縣市への相談が必要。
また、譲り受けた日から30日以内に、様式第8号による届出書をP C B 廃棄物の保管の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

高濃度PCB使用製品の規制①(法第18条)

- 所有事業者は、処分期間内（＝計画的処理完了期限の1年前まで）に高濃度PCB使用製品を廃棄（＝使用を停止し、廃棄物として取扱）しなければならない。
- 特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までの処分委託が確実であり、都道府県知事に届け出た所有事業者については、特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までに廃棄しなければならない。
- 処分期間内（特例届出をした場合は特例処分期限日まで）に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物とみなす。



高濃度PCB使用製品の規制②(法第19条、第20条)

高濃度PCB廃棄物の規定の準用

- 保管等の届出の規定、保管等の状況の公表の規定、処分終了の届出の規定、特例届出の変更の規定、指導及び助言の規定、承継の規定、報告徴収の規定、立入検査の規定は、高濃度PCB使用製品について準用される。

高濃度PCB使用製品については、保管場所の変更の制限の規定、改善命令の規定、行政代執行の規定、譲り渡し及び譲り受けの制限の規定は準用されない。

電気工作物の特例

- 電気事業法に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品については、PCB特別措置法の規定を適用せず、電気事業法の定めるところによる。
- 特例処分期限日（＝計画的処理完了期限）までに廃棄されなかった高濃度PCB使用電気工作物については、高濃度PCB廃棄物とみなす。

高濃度PCB使用電気工作物については、電気事業法及び関連省令の規定に基づき、PCB特別措置法と同様の措置を講じる。
⇒事業者に対する監督は、経済産業省産業保安監督部等が実施する。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）について

PCB廃棄物処理の経緯と現状

PCB特別措置法に基づく規制について

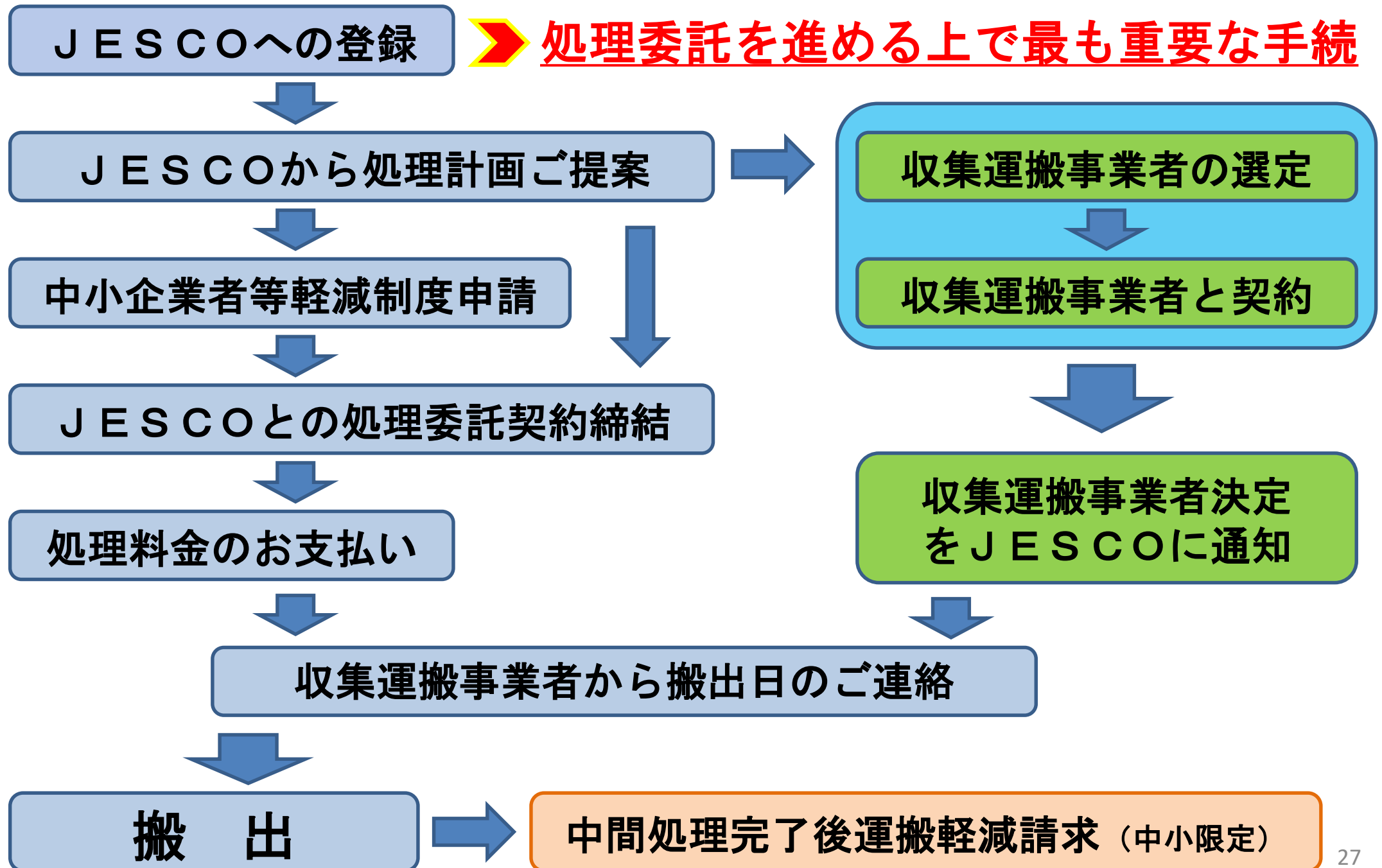
JESCOへの登録手続きについて

中小企業者等軽減制度について

処理委託契約締結・処理料金のお支払いについて

お問い合わせ先

※ 手続全体の流れ



- 処理委託にあたっては、PCB特別措置法に基づく届出とは別に、JESCOへの登録が必要です。
- 登録前に低濃度PCB廃棄物等を必ず取り除くようお願いします。（JESCO処理対象量の適正化）

トランス類・コンデンサ類
(共に3kg以上)、PCB油など

安定器、小型電気機器（3kg未満）ウエス、
(感圧複写紙)、その他汚染物など

機器等登録

- ① PCB機器等登録申込書（総括表）
- ② PCB機器等調査票
- ③ 保管場所、PCB機器等の写真を
弊社登録担当までご郵送下さい。

「機器等登録」は、ご使用中でも登録可能です。機器の詳細が不明でも受付可能ですので、まずは登録をお願いします。

使用中の機器は、感電の恐れがあり大変危険です。電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。

搬入荷姿登録

- 搬入可能な容器（ドラム缶又はペール缶）に保管の上、
- ① 搬入荷姿登録申込書（総括表）
 - ② 搬入荷姿登録調査票
 - ③ 保管場所、状況、重量実測風景の写真を
弊社登録担当までご郵送下さい。

「搬入荷姿登録」が難しい場合には、「予備登録」も可能です（契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要）。使用中の安定器等でも予備登録は可能ですので、まずは登録をお願いします。

登録の際の重要なポイント

JESCOは、「高濃度PCB廃棄物」を処理する会社

JESCOの処理対象物（高濃度PCB廃棄物）とは

- PCB原液が廃棄物となったもの
- PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているPCBの割合が0.5%を超えるもの
- PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもののうち、PCBの濃度が1kgあたり5,000mgを超えるもの
- ただし、可燃性の廃棄物（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラ類）のうち、PCBの濃度が1kgあたり100,000（10万）mg以下のものは、それらの処理を行うことの出来る無害化処理認定事業者での処理をお願いする場合があります。

※無害化処理認定事業者とは、低濃度PCB等の処理を推進するために環境大臣が認定した事業者

- 処理委託にあたっては、PCB特別措置法に基づく届出とは別に、JESCOへの登録が必要です。
- 登録前に低濃度PCB廃棄物等を必ず取り除くようお願いします。（JESCO処理対象量の適正化）

トランス類・コンデンサ類
(共に3kg以上)、PCB油など

安定器、小型電気機器（3kg未満）ウエス、
(感圧複写紙)、その他汚染物など

機器等登録

- ① PCB機器等登録申込書（総括表）
- ② PCB機器等調査票
- ③ 保管場所、PCB機器等の写真を
弊社登録担当までご郵送下さい。

「機器等登録」は、ご使用中でも登録可能です。機器の詳細が不明でも受付可能ですので、まずは登録をお願いします。

使用中の機器は、感電の恐れがあり大変危険です。電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。

搬入荷姿登録

- 搬入可能な容器（ドラム缶又はペール缶）に保管の上、
- ① 搬入荷姿登録申込書（総括表）
 - ② 搬入荷姿登録調査票
 - ③ 保管場所、状況、重量実測風景の写真を
弊社登録担当までご郵送下さい。

「搬入荷姿登録」が難しい場合には、「予備登録」も可能です（契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要）。使用中の安定器等でも予備登録は可能ですので、まずは登録をお願いします。

高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について①

トランス類、コンデンサ類

トランス類・コンデンサ類は、キュービクル、配電盤周りなどに設置されています。

まず、銘板の記載内容を確認してください。

メーカー・型式・製造年月・表示記号等（不燃性油、AF式、DF式、シバノール等）



日本電機工業会Webサイトで確認
又は
メーカー窓口へ問い合わせる



高濃度のPCB
を使用している場合



速やかに「機器等登録」を行い処理を進めていただくようお願いします。

- ※ 使用中の機器がある場合、PCB使用しているかどうかの調査は計画的に進めてください。
JESCOでは**使用中の高濃度PCB機器でも登録可能**です。
詳しくは本社「登録」に関する窓口までご相談ください。

**使用中は感電の恐れがあり大変危険です。
電気主任技術者等の指示、指導等に従ってください。**

- ※ 日本電機工業会の下記URLをご参照ください。
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html
銘板の型式等で判別不可の場合、分析会社へ「PCB濃度分析」を依頼してください。

トランス類、コンデンサ類

高濃度PCBを含有するトランス・コンデンサ等は、機器に取り付けられた銘板を確認することで判別可能。



高圧変圧器



高圧コンデンサ



銘板

➤ 製造年

昭和28年（1953年）～昭和47年（1972年）

➤ 型式等

- ・ 「不燃性油」、「不燃性絶縁油」、「AF式」、「DF式」
- ・ 電機メーカーの絶縁油ブランド名称
「シバノール」、「ダイヤクロール」、「ヒタフネン」等
- ・ 各電機メーカーがWebサイトに型式等による判別情報を公開

銘板情報で高濃度と判明した機器の分析は行わないで下さい。

- 処理委託にあたっては、PCB特別措置法に基づく届出とは別に、JESCOへの登録が必要です。
- 登録前に低濃度PCB廃棄物等を必ず取り除くようお願いします。（JESCO処理対象量の適正化）

トランス類・コンデンサ類
(共に3kg以上)、PCB油など

安定器、小型電気機器（3kg未満）ウエス、
(感圧複写紙)、その他汚染物など

機器等登録

- ①PCB機器等登録申込書（総括表）
- ②PCB機器等調査票
- ③保管場所、PCB機器等の写真を
弊社登録担当までご郵送下さい。

「機器等登録」は、ご使用中でも登録可能です。機器の詳細が不明でも受付可能ですので、まずは登録をお願いします。

使用中の機器は、感電の恐れがあり大変危険です。電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。

搬入荷姿登録

搬入可能な容器（ドラム缶又はペール缶）に保管の上、

- ①搬入荷姿登録申込書（総括表）
- ②搬入荷姿登録調査票
- ③保管場所、状況、重量実測風景の写真を
弊社登録担当までご郵送下さい。

「搬入荷姿登録」が難しい場合には、「予備登録」も可能です（契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要）。使用中の安定器等でも予備登録は可能ですので、まずは登録をお願いします。

PCB使用安定器の判別方法について①

安定器その1

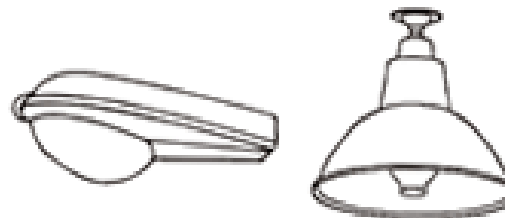
PCB使用安定器を使用した照明器具

- 昭和32年（1957年）1月～昭和47年（1972年）8月までに製造された、以下の器具の一部に使用
- 昭和51年（1976年）10月までに建築・改修された建物には、PCB使用安定器が使用された可能性があり、日本照明工業会は、昭和52年3月までは、対象機器として扱うことが望ましいとしています。

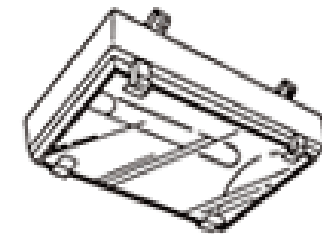
蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)



水銀灯器具
(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)



※日本照明工業会HPより

※ 蛍光灯器具は磁気式安定器が対象です。インバータ（電子）式安定器（表示「Hf」）及び一般家庭用のグロースタート式低力率型蛍光灯器具の安定器にはPCBは使用されていません。

PCB使用安定器の判別方法について②

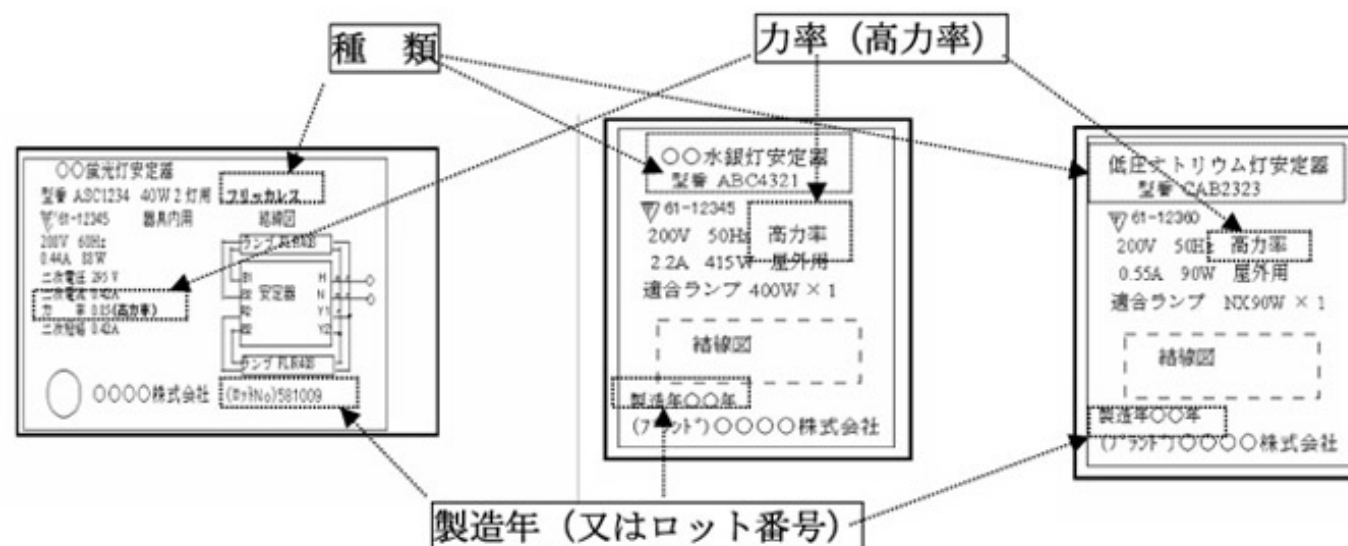
安定器その2

まず、ラベルの内容を確認してください。

メーカー・種類・力率・製造年月など

日本照明工業会HPで確認
又は
メーカー窓口へ問い合わせる

高濃度PCBを
使用している場合



※日本照明工業会HPより

速やかに「搬入荷姿登録」をして処理をお願いします。

※ 日本照明工業会の下記URLをご参照ください。
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

PCB使用安定器の判別方法について③

安定器発見事例

- 照明更新の際に発見された。
照明をLED照明に切り替える際に発見されることがあります。
- 照明器具内に残っているのが発見された。
直管LEDランプに交換している場合、器具内に古い安定器がそのまま残っていることがあります。
- 天井裏や壁際に発見された。
安定器が天井裏や工場等の壁際に設置されている場合、見逃すことがあるので注意が必要です。
- 建屋工事の際に発見された。
施設耐震工事の際に発見されることがあります。
- エレベーターから発見された。
エレベーター照明にも安定器は使われています。



器具内に古い安定器が残っている例

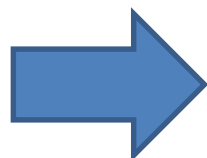


工場等の壁際に設置されている例

建物由来で探すことが重要です。

建物を建築した時期が昭和52年（1977年）3月以前の場合は、安定器にPCBが含まれている可能性がありますので、調査の参考にしてください。

建築時に設置されたPCB含有安定器の一部が交換されずに残っている例もありますので、十分注意の上、調査をしてください。



PCB使用安定器の判別方法について④

安定器の分別等

保管中の廃安定器の中には、PCBを使用していない廃安定器が混在している事例が多数見られます。**2～3割がPCBを使用していない廃安定器であったという事例も多く**、PCB使用・不使用の**分別等は処理費用の削減に大きな効果**を発揮する可能性があります。

廃安定器を保管している皆さま方には、**ぜひとも分別等の作業を実施**していただくことを**お勧め**します。

PCB使用・不使用の分別等を委託する場合は、弊社Webサイトをご参照ください。

<https://www.jesconet.co.jp/customer/bunbetsusokushin.html>

(※) PCB使用安定器であっても、コンデンサが充填材（アスファルト又は樹脂）で固定されていない「コンデンサ外付け型安定器」で、膨張、腐食、油にじみがないことが目視で確認できる場合には、コンデンサを取り外すことができます。



分別作業



PCB含有のコンデンサ部分を取り外すことができる廃安定器の取り外し作業

ポリ塩化ビフェニル（PCB）について

PCB廃棄物処理の経緯と現状

PCB特別措置法に基づく規制について

JESCOへの登録手続きについて

中小企業者等軽減制度について

処理委託契約締結・処理料金のお支払いについて

お問い合わせ先

中小企業者等の軽減制度について①

1. 概要

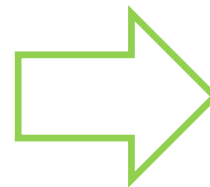
- ・ 中小企業者等に該当する保管事業者のPCB廃棄物処理費用及び収集運搬費用の一部を助成
- ・ 申請に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が運用するPCB廃棄物処理基金からの助成金及び国からの国庫補助金による費用負担軽減措置を適用

2. 対象となるPCB廃棄物

- ① トランス類
- ② コンデンサ類
- ③ PCB油
- ④ 安定器等・汚染物
- ⑤ 保管容器

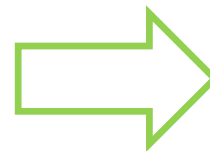
3. 軽減対象者及び軽減率

- ① 会社
- ② 個人事業主
- ③ 中小企業団体等
- ④ 会社・中小企業団体を除く法人



処理料金及び収集運搬費用の **70%** を軽減

- ⑤ 個人
(破産者(破産管財人)を含む)



処理料金及び収集運搬費用の **95%** を軽減

※ 従来からある処理料金の助成は、早期登録・調整割引、特別登録・調整割引と併用可能

- ① 業種ごとに資本金又は出資の総額又は常時使用する従業員数の基準を満たす会社
- ② 業種ごとに常時使用する従業員数の基準を満たす個人事業主
- ③ 中小企業団体中小企業団体等
- ④ 法人（※会社、中小企業団体を除く）
- ⑤ 個人

軽減制度の対象となる方

処理委託契約の締結時点において、①～⑤のいずれかに該当していること。

① 業種ごとに資本金又は出資の総額又は常時使用する従業員数の基準を満たす会社（次表で業種ごとにA又はBの基準を満たす会社）

ただし、大企業者（次表において、A、Bの基準をいずれも超えている会社）が保有する株式数又は出資額が、貴社の発行済株式総数又は出資の総額の1／2以上を占めている会社は大企業者としてみなされ（みなし大企業者）、対象外となります。

また、みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がないこと。貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がないことも条件となります。

* 完全支配関係とは発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

② 業種ごとに常時使用する従業員数の基準（前表Bの基準）を満たす個人事業主

③ 次の中小企業団体等

- ・ 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）
- ・ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2／3以上が①のいずれかに該当する者であるもの（農業協同組合、漁業協同組合等）

④ 法人（※会社、中小企業団体を除く）

- ・ 常時使用する従業員の数が100人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員の数が前表において、主たる業種毎に定められるBの基準を満たす法人

⑤ 個人

- ・ 事業者が解散又は事業の廃止により事業者でなくなった後に交付の対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・ 何らかの理由で、PCB廃棄物を保管することとなった~~個人事業主を除く~~個人
- ・ 破産者（破産管財人）

お問い合わせ先 中間貯蔵・環境安全事業(株) PCB処理営業部「中小軽減窓口」

TEL：0120-808-534（フリーダイヤル）

〒105-0014 東京都港区芝一丁目7番17号 住友不動産芝ビル3号館3階

☆ 収集運搬費用の助成 ※令和2年10月1日以降の契約から対象

1. 助成対象経費

- ・ 積込み、積み下ろしを含む収集運搬に係る経費
- ・ 漏えい防止措置等に係る経費

2. 助成対象とならない費用 ※業者からの請求書の記載にご注意ください！！

- ・ 消費税及び地方消費税
- ・ ドラム缶、ペール缶などの保管容器の購入費用

3. 助成の考え方

- ・ 負担額の税抜き金額に事業者の該当する助成割合を乗じて得た金額若しくは対象となる廃棄物の種類ごとに設定する助成限度額のいずれかの額となります
- ・ 助成金は返金方式となりますので、一旦、収集運搬費用全額を支払っていただく必要があります

※ 早期登録又は特別登録による調整割引の適用はありません

○ 収集運搬費用等の助成限度額

対象となる廃棄物の種類	収集運搬限度額 (積込み・積下し含む)	
	中小企業等	個人
変圧器	364,000円/台	494,000円/台
コンデンサ	175,000円/台	237,500円/台
PCB油類	175,000円/式	237,500円/式
<u>ドラム缶入り</u> の安定器・汚染物等	105,000円/缶	142,500円/缶
<u>ペール缶入り</u> の安定器・汚染物等	102,000円/缶	140,000円/缶
汚染容器	変圧器若しくはコンデンサの上限額を適用	
容器なし登録安定器	ドラム缶の上限額を適用	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる廃棄物が2台（缶・式）以上ある場合は、その種類ごとの助成限度額を合計した額とします ・PCB原液及びPCBを含む油類は一申請当たり一式での限度助成額とします。 	

対象となる措置	限度額	
漏えい防止措置	70,000円/缶	95,000円/缶
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・漏えい防止措置が必要な廃棄物が2缶以上ある場合は、それぞれに助成限度額を適用します 	

☆ 東京都の収集運搬費用の助成制度との調整①

- 令和2年10月1日より国が収集運搬費用の助成を開始
- 東京都は従来から独自の助成を実施
- 東京都と国の助成率は異なり、国の助成率が高い



- 東京都の助成制度を優先して使用
- 差分を国の助成制度で補填



- 申請書類の最初の提出先は、JESCO
※その後の手続きは、決定通知送付時に同封する資料をご確認ください
- 助成金の支払いは、東京都及び国（JESCO）
- 返金方式のため、一旦全額を支払う必要があります

★ 東京都の収集運搬費用の助成制度との調整②

区分	中小企業等		個人	
	国 (JESCO)	東京都	国 (JESCO)	東京都
助成率	70%	50%	95%	95%
区分	収集運搬限度額			
	中小企業等		個人	
対象となる廃棄物の種類	国 (JESCO)	東京都	国 (JESCO)	東京都
①変圧器	364,000円/台	260,000円/台	494,000円/台	494,000円/台
②コンデンサ	175,000円/台	115,000円/台	237,500円/台	237,500円/台
③PCB原液及びPCBを含む油類	175,000円/式	115,000円/式	237,500円/式	237,500円/式
④ドラム缶入りの安定器	105,000円/缶	75,000円/缶	142,500円/缶	142,500円/缶
⑤ペール缶入りの安定器	102,000円/缶	50,000円/缶	140,000円/缶	140,000円/缶
⑥汚染容器	①又は②の上限額を適用		①又は②の上限額を適用	
⑦容器なし安定器	④の上限額を適用	100kg未満を条件に ④の上限額を適用	④の上限額を適用	100kg未満を条件に ④の上限額を適用

注) ①、②、③及び⑥については、令和3年度から国の助成に一元化されます。

区分	限度額			
	中小企業等		個人	
対象となる廃棄物の種類	国 (JESCO)	東京都	国 (JESCO)	東京都
漏えい防止措置	70,000円/缶	50,000円/缶	95,000円/缶	95,000円/缶
その他の措置				
		230,000円/缶		437,000円/缶

添付書類は、申込書と同様正副2部ご用意下さい。

必要がある場合は、追加で書類をご提出いただくこともございます。

添付書類は、中小企業等軽減制度以外には使用いたしません。

添付書類は返却できませんのでご了承下さい。

		商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)等	国税確定申告書の写し	その他
中小企業者	(1) 会社(株式・有限・合資・合名・合同)	 (法人登記簿)	 (法人税申告)	
	(2) 個人事業主		 (所得税申告)	
	(3) 中小企業団体	 (法人登記簿)		 (定款・組合員名簿※1)
(4) 法人 ※会社、中小企業団体を除く		 (法人登記簿)	 (法人税申告)	 (従業員数を証する書類※2) (主たる業種を証する書類※3)
(5) 個人	解散又は事業の廃止により保管することとなった個人	 前保管者が法人 (閉鎖謄本※4)	 前保管者が個人事業主 (廃業届または廃業証明)	 破産管財人 (管財人証明書)
	上記以外の個人			 (課税証明書※5、所得税申告の写し、自治体への特措法届出の写し、誓約書)

※1…特別な法律により設立された組合又はその連合会の方について、構成員を確認する必要がある場合は提出していただくことがあります。

※2…確定申告書添付書類 等

※3…公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人の場合は、定款と事業報告書等が必要です(サービス業、小売業、卸売業を除く)。それ以外の法人でも、業種を確認する必要がある場合は、別途必要な書類を提出していただくことがあります。

※4…法人の所在地を管轄する法務局(登記所)で取得できますが、廃業から20年を経過している場合には入手不可となることがあります。その際には、別途書類(廃業したことがわかる資料等)が必要です。

※5…証明する年の1月1日時点の住民地の市区町村で取得できます。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）について

PCB廃棄物処理の経緯と現状

PCB特別措置法に基づく規制について

JESCOへの登録手続きについて

中小企業者等軽減制度について

処理委託契約締結・処理料金のお支払いについて

お問い合わせ先

PCB特別措置法上、JESCOとの契約締結（処分委託）期限は、処分期間の末日となります。

PCB特別措置法で定められた処分期間の末日

○トランス類、コンデンサ類（3kg以上）

- ・ 東京及び北海道事業エリア：令和4年（2022年）3月31日（令和3年度末）

○安定器等・汚染物

- ・ 北海道及び東京事業エリア：令和5年（2023年）3月31日（令和4年度末）

処理料金は、契約締結日から搬出日までの間で、各事業所営業課が指定する期日（請求書に記載）までにお支払い下さい。

※中小軽減の対象となる方は、審査結果が出てからの契約締結となります。

※審査結果の有効期間は、通知の日から90日間です。この期間中に弊社との処理委託契約を締結していただく必要があります。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）について

PCB廃棄物処理の経緯と現状

PCB特別措置法に基づく規制について

JESCOへの登録手続きについて

中小企業者等軽減制度について

処理委託契約締結・処理料金のお支払いについて

お問い合わせ先

お問い合わせ先

1 「登録」に関する窓口

〒105-0014
東京都港区芝一丁目7番17号 (住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部 登録担当

TEL 03-5765-1935 FAX 03-5765-1923

2 「中小企業者等軽減制度」に関する窓口

〒105-0014
東京都港区芝一丁目7番17号 (住友不動産芝ビル3号館3階)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
PCB処理営業部「中小企業者等軽減制度窓口」担当

TEL 03-5765-1920 ・ 0120-808-534 FAX 03-5765-1923

お問い合わせ先

3

「処理時期・契約関係」に関する窓口

岐阜県、**静岡県**、愛知県、三重県

<トランス類・コンデンサ類>

〒471-0853

愛知県豊田市細谷町三丁目1番地1

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 豊田PCB処理事業所 営業課

TEL 0565-25-3405 FAX 0565-24-0543

<安定器等・汚染物>

〒552-0007

大阪府大阪市港区弁天一丁目2番30号 オークプリオタワーオフィス7階702号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北九州PCB処理事業所 営業課（近畿・東海エリア分室）

TEL 06-6575-5585 FAX 06-6575-5586

お問い合わせ先

4

「処理時期・契約関係」に関する窓口

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

<トランス類・コンデンサ類>

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 東京PCB処理事業所 営業課

TEL 03-5765-1927 FAX 03-5765-1908

<安定器等・汚染物>

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
北海道PCB処理事業所 営業課（東京エリア分室）

TEL 03-5765-1992 FAX 03-5765-1908

お問い合わせ先

5

「処理時期・契約関係」に関する窓口

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、**茨城県**、**栃木県**、**群馬県**、新潟県、富山県、石川県、福井県、**山梨県**、長野県

<北海道以外の15県>

〒105-0014

東京都港区芝一丁目7番17号（住友不動産芝ビル3号館3階）

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

北海道PCB処理事業所 営業課（東京事務所）

TEL 03-5765-1197 FAX 03-5765-1908